

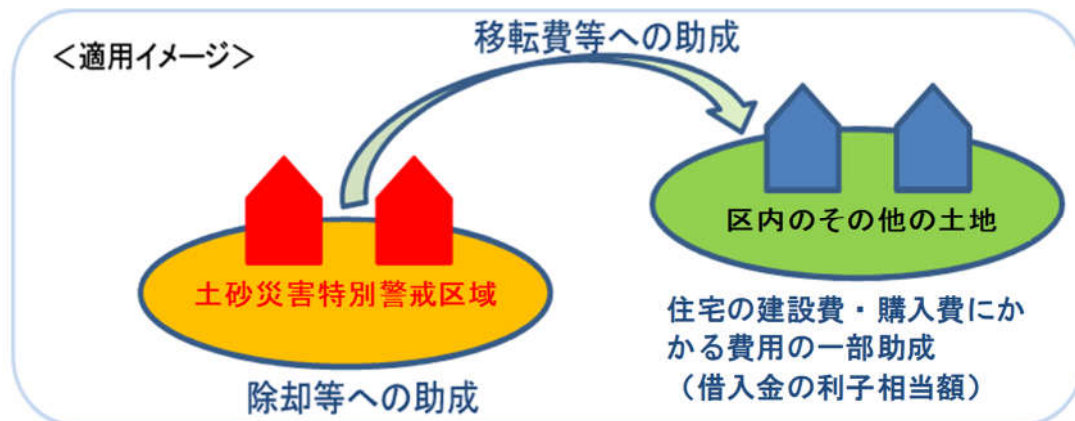
土砂災害特別警戒区域への支援制度（その2）

がけ地近接等危険住宅移転事業 補助金

目的

土砂災害から区民の安全・安心を確保するため、土砂災害特別警戒区域に建てられている住宅の移転費用の一部を補助する制度を設け、土砂災害のおそれのある区域からの区内の他の土地への移転しようとする方の負担を軽減します。

制度の概要



●補助の対象となる住宅

土砂災害特別警戒区域内の住宅で、区域に指定される以前から建てられている既存不適格住宅

●補助額等

既存住宅の除却等に要する費用及び移転先住宅の建設又は購入のための借入金にかかる利子相当額（※住宅の除却等費用のみでも制度の利用は可能です。）

<補助限度額>

- ・除却等（撤去費、動産移転費、仮住居費、跡地整備費等）費用 97万5千円
- ・借入金の利子相当額 421万円
（建物：325万円、土地：96万円。年利率は、8.5%を限度とします。）

お問い合わせ先

世田谷区 防災街づくり課 防災街づくり・不燃化担当 03-6432-7174